

取引時確認の取扱いの一部変更について

平成 28 年（2016 年）10 月 1 日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されることに伴い、取引時確認（お名前・ご住所・生年月日等の確認）の方法が一部変更となります。

主な変更点は次のとおりとなりますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

主な変更点

- 1 顔写真のない本人確認書類※の取扱いの変更
※各種健康保険証・国民年金手帳・母子健康手帳等
- 2 法人を代表して取引を行う担当者の方に対する権限の確認方法の変更
- 3 法人の実質的支配者（大口株主等）の確認方法の変更
- 4 外国政府等において重要な公的地位にある方（外国 P E P s）等とのお取引に係る確認の追加

変更内容の詳細

1 顔写真のない本人確認書類※^{1・2}の取扱いの変更

個人のお客さまの本人確認書類が、各種健康保険証等の顔写真のない書類の場合は、他の本人確認書類※³または現在の住所の記載がある補完書類※⁴のご提示が必要となります。

※1 各種健康保険証・国民年金手帳・母子健康手帳等

※2 運転免許証・個人番号（マイナンバー）カード・パスポート等の顔写真のある本人確認書類は、これまでどおり単独でお取り扱いが可能です。

※3 顔写真のない本人確認書類（各種健康保険証・国民年金手帳・母子健康手帳等）、住民票の写し、戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）等

※4 納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書等（携帯電話の領収書を除く）で、領収日付等が 6 か月以内のものに限ります。

2 法人を代表して取引を行う担当者の方に対する権限の確認方法の変更

法人名義でお取引いただく際、法人を代表して取引を行うお客さまの「社員証等」は「法人との関係が分かる書類」としてお取り扱いすることができなくなります。

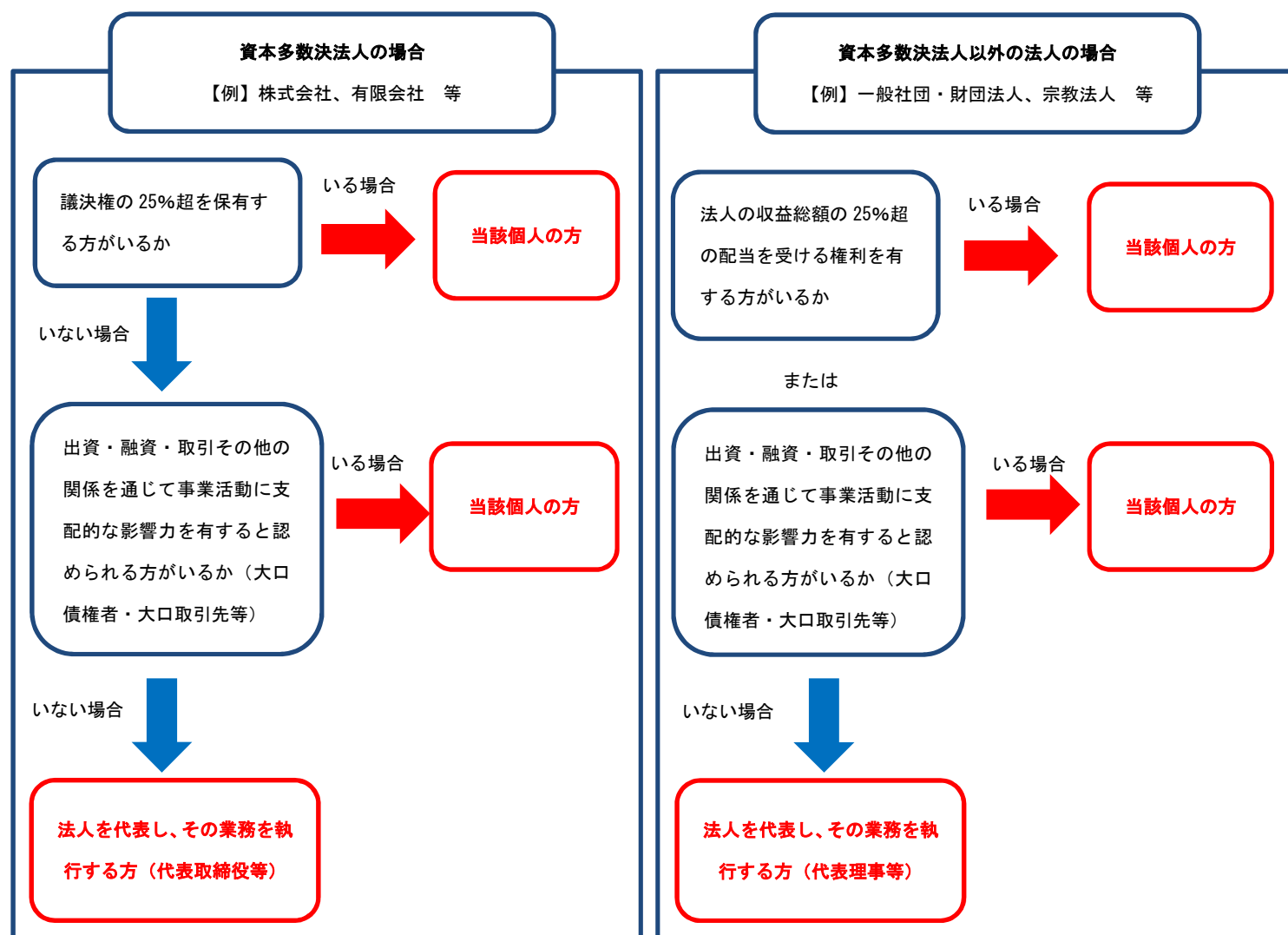
平成 28 年（2016 年）10 月 1 日以降は、「委任状」や「法人の事業所等への電話連絡」等により法人との関係や取引権限の有無を確認させていただきます。

3 法人の実質的支配者（大口株主等）の確認方法の変更

お取引の際に、法人の実質的支配者（大口株主等）に該当する個人の方のお名前・ご住所・生年月日を確認させていただきます（原則として「法人」を大口株主等とすることをご申告はできなくなります。）。

【実質的支配者とは】

議決権の25%超を直接または間接に保有^{※1}する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます^{※2}。具体的には次の方をいいます。



※1 間接に保有とは、個人が「支配法人（議決権の50%超を保有する法人）」を通じて、法人の議決権を保有していることをいいます。

※2 ほかに50%を超える議決権を直接または間接に保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方が実質的支配者です。法人のお客さまの事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していない個人の方（病気等により業務執行を行うことのできない個人の方等）は実質的支配者に該当しません。

また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業およびその子会社の場合は個人とみなします。

4 外国政府等において重要な公的地位にある方（外国PEPs）等とお取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある方等とお取引の際は、複数の本人確認書類のご提示や、資産・収入の状況確認が必要となります。

【外国政府等において重要な公的地位にある方等に該当するお客さま（外国PEPs）とは】

- (1) 外国において、元首や日本の「内閣総理大臣、国務大臣、衆(参)議院議長、最高裁判所裁判官、特命全権大(公)使」等に相当する職位にある方（過去にその地位にあった方も含みます。）
- (2) (1) に該当する方のご家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹等)の方
- (3) (1) または(2) に該当する方が実質的支配者（大口株主等）である法人